# 参考資料

# 目 次

奓	有	貿	料	- 1																											
	Γ	北	海	道	新	型	⊐	П	ナ	ウ	1	ル	ス	感	染	症	対	策	有	識	者	会	議	J	設	置	要	綱	•	•	1
参	考	資	料	- 2																											
	新	型	⊐	口	ナ	ウ	イ	ル	ス	感	染	症	に	関	す	る	国	٢	道	の	対	応	•	•	•	•	•	•	•	•	3
参	考																														
	新	型	コ		ナ	ウ	イ	ル	ス	感	染	症	に	関	す	る	道	対	策	本	部	会	議	の	開	催	状	況	•	•	7
参	考					_	,		_	<del>=t:</del>	? <b>.</b>			•		<del></del>		88		7	<b>ж</b> п	=	=7	<del>_1</del> _	_						1 1
	新	坚		Ц	ァ	·ر.	1	ル	^	恐	枀	泟	^	(U)	ΧŊ	心	I~	渕	9	ବ	ᅰ	争	配	白	云	兄	•	•	•	•	' '
参	· <b>考</b> 新					<b>4</b>	1	л.	7	咸	纨	疟	<del>44</del>	笙	ı-	賏	ⅎ	ス	r <del>-</del>	内	±т	<u></u>	++	記	纪						15
	<i>ተ</i> ህ I	<b>=</b>	_	_	,		1	,,,	^	NEX.	*	ш	<b>~</b> 3	*	-	内	7	٠	,,	וי ז	"		٥	пС	业水						10
参	考																														
	新										染	症	対	策	に	係	る	ア	ン	ケ	_	۲	調	査	結	果	•	•	•	•	3 7
		市	町	村	•	関	係	寸	体	]																					
参	考																														
	新	型	⊐		ナ	ウ	イ	ル	ス	に	関	す	る	緊	急	対	策	(相	旡 多	要)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	85
参	考						_							<u>.</u> .				_													•
	新	型	コ		ナ	ウ	イ	ル	ス	感	染	症	対	策	に	関	す	る	道	の	組	織	体	制	•	•	•	•	•	•	89
参	考																														
		豣	1.	1.1	警	ŦΫ	ス	テ	_	ジ	1	17	7	1.1	7					•		•			•				•	•	93

#### 「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」設置要綱

(設置)

第1条 道が講ずる新型コロナウイルス感染症対策について幅広い観点から意見を聴取するため、北海 道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (意見聴取事項)

- 第2条 会議においては、次条に規定する構成員から次に掲げる事項について意見を聴取する。
  - (1) 道が講じた新型コロナウイルス感染症対策に関すること。
  - (2) その他道が講ずる新型コロナウイルス感染症対策の推進に関し必要な事項

(構成員)

第3条 会議は、医療、経済、労働、教育、行政等に関し専門的な知見を有する者として、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(会議)

- 第4条 会議は、担当副知事が招集する。
- 2 会議に座長を置く。
- 3 座長は、構成員のうちから担当副知事が指名し、会議で決定する。
- 4 座長は、会議における議事の進行を行う。
- 5 座長が事故等により不在の場合は、担当副知事があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 6 担当副知事は、特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、北海道総合政策部政策局に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、担当副知事が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

### (別表)

# 「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」構成員

(敬称略、50音順)

氏:	名	役職	分野
石井 -	吉春	北海道大学公共政策大学院客員教授	経済
加藤(	敏彦	北海道老人福祉施設協議会 副会長	介護
瀬尾	英生	北海道経済連合会専務理事	経済
髙橋	総	札幌医科大学感染制御臨床検査医学講座教授	医療
田端;	綾子	弁護士 (ラベンダー法律事務所)	法律
辻 i	直孝	北見市長	行政
坪田 /	伸一	日本労働組合総連合会北海道連合会総合政策局長	労働
水上:	丈実	北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻教授	教育
三戸	和昭	(一社)北海道医師会常任理事	医療

# 新型コロナウイルス感染症に関する国と道の対応

月日		道の対応
	国の対応	- 道内初の感染者を確認
1月28日		
		・第1回北海道感染症危機管理対策本部会議 ==(***
1 🗆 00 🗆	- 内間ケ「虹刑・マトカノティラ最後に担体上	開催
1月30日	・内閣に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置	
2月1日	・新型コロナウイルス感染症を指定感染症に	
	指定	
	・都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰	
	国者・接触者相談センター」の設置を指示	
2月7日		・本庁・保健所に「帰国者・接触者相談セン
		ター」設置、「帰国者・接触者外来」整備
2月13日	・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対	
	応策を取りまとめ	
2月24日	・専門家会議見解(「ここ1~2週間が瀬戸	
	際」)	
2月25日	・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方	・保健福祉部長をチーム長とする「新型コロ
	針」決定	ナウイルス感染症対策チーム」を設置
	・厚生労働省のクラスター対策班の専門家チ	
	ームを北海道に派遣 (3名)	
2月26日		・知事から市町村長に対し、道教委から各市
		町村教委に対し、学校の臨時休業を要請
2月27日	・安倍総理が全小中高、特別支援学校の春休	
0 11 05 1	みまでの臨時休業を要請	
2月28日		・「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を決
		定、週末の外出を控えることを呼びかけ
2月29日		・知事から総理に「新型コロナウイルス感染 症への対応に関する緊急要望」を手交
3月1日	・メーカーに対するマスクの国への売り渡し	・「換気が悪く人が大勢集まる場所には行か
	を表明	ないこと」などのメッセージを発表
3月2日	・専門家会議見解(「北海道で実施すべき対	・本庁の「帰国者・接触者相談センター」の
	策」)	相談時間を 24 時間化
3月9日	・専門家会議見解(「北海道の対策の効果」)	
3月10日	・新型インフルエンザ等対策特別措置法改正	
	案閣議決定	
	・緊急対応策第2弾を取りまとめ	
3月18日		・緊急事態宣言の終了 (3/19) と新たなステ
		ージへの移行を決定
3月13日	・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法	
	成立	
3月25日		・緊急対策 (第1弾) に関する補正予算案の議
		決 (予算額 277 億円)
3月26日	・特措法に基づく対策本部を設置し、直ちに、	・特措法に基づく「北海道新型コロナウイ
	都道府県対策本部を設置するよう通知	ルス感染症対策本部」を設置
3月28日	・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的	・「北海道新型コロナウイルス感染症の対処
	対処方針」を決定	方針」を決定
4月7日	・緊急経済対策を閣議決定	・国の緊急事態宣言を受け、5月6日までを
	・緊急事態宣言 (7都府県、5月6日まで)	「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」
	・「基本的対処方針」を改定、「最低7割、極力	とすることを決定
	8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象	
	都道府県による外出自粛等の協力要請」を明記	

月日	国の対応	道の対応
4月11日	・「基本的対処方針」を改定、「対象都道府県	
	以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食	
4 🗆 10 🖽	店等への外出自粛を強く促す」ことを明記	
4月12日		・北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。5月
		6 日までの札幌市内の小中高校の一斉休業、 緊急事態宣言地域との往来自粛等
4月13日		・「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を
4)110 H		開設
4月16日	・「基本的対処方針」を改定、緊急事態宣言の	・「北海道新型コロナウイルス感染症の対処
	対象区域を全都道府県に拡大。北海道など13	方針」を変更
	都道府県を特定警戒都道府県として明記	
4月17日		・宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請
		・特措法に基づき「北海道」における緊急事
		態措置を決定
4月20日		・緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置な
		どを追加 ・札幌市内における軽症者宿泊療養を開始
4月21日		・「休業要請相談専用ダイヤル」を開設
4月21日		・緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケッ
1/1/21 [		ト、公園等における感染拡大防止の要請を追
		加
4月28日		・緊急対策 (第2弾) に関する補正予算案の議
		決(予算額 784 億円)
4月30日	・補正予算成立(財政支出 48.4 兆円)	・知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道
		町村会長連名で「ゴールデンウィーク」緊急
		メッセージ、医療機関の皆様への緊急メッセ
		ージを発表
		・「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請 受付開始
5月1日	<ul><li>・専門家会議見解(「新規感染者数が一定水準」</li></ul>	文 门 洲郊口
0,, 1,	まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行	
	動変容の要請」が必要。」)	
5月4日	・緊急事態宣言の期間について、全都道府県	・休業要請の5月15日までの延長を決定
	を対象に5月31日まで延長することを決定	
5月6日		・緊急事態措置の5月31日までの延長を決
		定
5月8日		・知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町
5月13日		村会長連名の緊急メッセージ第2弾を発表・新型コロナウイルス感染症対策に関する今
0月10日		後の基本的考え方」を発表
5月14日	・専門家会議見解(「東京都、北海道、大阪府	・雇用調整助成金「申請サポート窓口」、「持
	等は未だに警戒が必要な状況が続く」)	続化給付金サポート窓口」を開設
	・「基本的対処方針」を変更し、北海道は引き	
	続き「特定警戒都道府県」とすることを明記	
	・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表	
5月15日		・緊急事態措置を改訂。石狩振興局管内を除
		く地域について休業要請の一部解除を決定
		・「経営持続化臨時特別支援金」などに関する
		補正予算案を専決処分(予算額 49 億円) ・知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町
		村会長連名の緊急メッセージ第3弾を発表
		1748年177年7月17日 7月17日代代

月日	国の対応	道の対応
5月21日	・「基本的対処方針」を変更し、北海道は引き	
	続き「特定警戒都道府県」とすることを明記	
5月22日		・緊急事態措置改訂。 5月 25 日以降の休業
		要請対象施設の一部解除を決定
5月25日	<ul><li>緊急事態解除宣言</li></ul>	・緊急事態宣言の解除を受け、「『新型コロナ
	・「基本的対処方針」を変更。概ね3週間ごと	ウイルス感染症』感染拡大防止に向けた『北
	に感染状況等を評価しながら、制限要請等を	海道』における取組」を決定
	段階的に緩和することを明記	
5月29日		・「新型コロナウイルス感染症対策に関する
		基本方針」を決定
		・「北海道コロナ通知システム」の運用開始
		•「経営持続化臨時特別支援金」申請受付開始
6月1日		・全ての施設の休業要請を解除、外出自粛、
		イベント開催制限の段階的緩和を開始
	hate a set 1 American hate 15 to 10	(ステップ1:6月1日~6月18日)
6月12日	・第2次補正予算成立(財政支出72.7兆円)	
6月16日		・緊急対策 (第3弾) に関する補正予算案の議
		決 (予算額 300 億円)
6月19日	・「基本的対処方針」に基づき、都道府県をま	・基本方針に基づき、「ステップ2」に移行
	たぐ移動の自粛等を緩和	(ステップ2:6月19日~7月9日)
	・「新型コロナウイルス接触確認アプリ	
7月3日	(COCOA)」の利用開始	取点证券(券 4 ※) と明上フ提丁マ券券の業
7月3日	・「専門家会議」を廃止し、「新型コロナウイ	・緊急対策 (第4弾) に関する補正予算案の議
7月10日	ルス感染症対策分科会」の設置を決定	決 (予算額 3, 677 億円) ・基本方針に基づき、「ステップ 3 」に移行
7月10日		
7月17日		(ステップ3:7月10日~7月31日) ・「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」を
		・「札幌巾・北海道台内感染症対象ケーム」を   設置
7月22日	・大規模イベントの開催制限を8月末まで延	以巴
1月44日	・	
7月23日	X y W C C C IN IC	・札幌市と合同で「すすきの地区臨時PCR
1月43日		検査センター」設置
7月27日		・イベント等の開催制限について、8月末ま
1万41日		で 5,000 人以下、収容率 50%の制限の維持を
		と 3,000 八以下、収谷率 30%の制成の維持を     決定
		NAL

# 新型コロナウイルス感染症に関する道対策本部会議の開催状況

月日	主な指示・決定等の内容
1月28日 (火)	第1回北海道感染症危機管理対策本部会議
	・正確な情報発信、相談体制の充実、当面の道内への影響把握
1月31日(金)	第2回 " ・新型コロナウイルス感染症を感染症法上の指定感染症と定める政令施行の速やかな周知
2月 7日(金)	第3回 " ・「帰国者・接触者相談センター」における地域医療機関との連携 ・道内への影響把握、対策の検討の加速 ・関係事業者等への情報発信など感染拡大防止対策の推進
2月14日(金)	第4回 " ・感染された方の行動歴等の詳細な調査 ・保健所等におけるきめ細かな相談対応や受診調整 ・関係事業者等への情報発信など感染拡大防止対策の推進
2月19日 (水)	第5回 " ・感染された方の行動歴等の詳細な調査、きめ細かな相談対応や受診調整 ・関係事業者等への情報発信など感染拡大防止対策の推進 ・札幌市との連携推進
2月21日(金)	第6回 " ・振興局における市町村等との情報共有や連携の推進 ・道が開催するイベントの中止・延期などの検討 ・道職員の感染防止の取組の推進や民間への協力の呼びかけ
2月25日 (火)	第7回 " ・学校の休校検討の要請 ・対策本部への「新型コロナウイルス感染症対策チーム」の設置 ・振興局における市町村等との情報共有や連携の推進
2月28日(金)	第8回 " ・「新型コロナウイルス緊急事態宣言」 ・道民の皆様に対する週末の外出自粛のお願い
3月 3日 (火)	第9回 " ・感染拡大防止のための若者世代への意識喚起の推進 ・分散登校の検討の要請
3月10日(火)	第10回 "・国の緊急対応策を踏まえた道の対策の取りまとめ
3月18日 (水)	第11回 " ・「新型コロナウイルス緊急事態宣言」の終了(3/19) ・道民や事業者の皆様への感染拡大防止の取組のお願い
3月24日 (火)	第12回 " ・道の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策」の議決後の速やかな実行・海外から帰国した方々への受診の目安などに関する情報提供・業態ごとの感染リスク等の取りまとめや感染症対策に関する先進事例の情報収集・道立施設や道主催のイベント等の4月からの開館・再開に向けた対策の検討・感染拡大防止対策に関する事業者への情報提供

月日	主な指示・決定等の内容
3月27日(金)	第1回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	※「北海道感染症危機管理対策本部」が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海
	道新型コロナウイルス感染症対策本部」に移行
	・感染拡大防止対策が講じられている道立施設及び道主催のイベント等の4月以降の再開
	・感染拡大地域に転出する道民の皆様への注意喚起
	・道職員の感染防止の徹底(首都圏への出張の必要性の検討など)
4月 2日 (木)	第2回 //
	・感染症対策を徹底した上での学校の再開
	・感染拡大防止に必要な行動や相談窓口等に関する道民の皆様への情報の周知
	・感染拡大地域に転出する道民の皆様への注意喚起
4月 3日(金)	第3回 "
	・国の退院基準の変更に関する医療機関などへの周知
	・自宅や宿泊施設での療養開始に向けた検討
	・道民の皆様に対する感染拡大地域への往来自粛のお願い
4月 7日 (火)	第4回 "
	・国の緊急事態宣言の発令(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、
	福岡県)に伴う「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」の設定
	・来道された方々に対する感染防止の取組の周知
	・外出自粛要請の検討のための判断指標
	・国の緊急経済対策を踏まえた政策検討
4月12日(日)	第5回 "
	・北海道・札幌市緊急共同宣言に基づく道民の皆様へのお願い
	・新型コロナウイルス感染症対策チームへの宿泊療養班の設置と宿泊療養施設の確保
4月17日(金)	第6回 "
	・特定警戒都道府県の指定に伴う緊急事態措置(「感染防止の徹底」、「外出自粛の要
	請等」、「催物(イベント)の開催自粛の要請」、「北海道ソーシャルディスタンシ
	ングの促進」)の決定
	・休業要請実施の検討
	・宿泊療養の適切な運営
4月20日(月)	第7回 "
	・緊急事態措置への「施設の使用停止・催物(イベント)の開催停止(自粛)の要
	請(協力依頼)」の追加
	・ふるさと納税制度を活用した地域医療支援のための寄附金募集の早期開始
4月24日(金)	第8回 "
	<ul><li>・「北海道における新型コロナウイルス対策の展開方向」の決定</li></ul>
	・緊急事態措置への「スーパーマーケット等や公園等における感染拡大防止の要請
	(協力依頼)」の追加
	・学校の休業に関するゴールデンウィーク後の方向性検討の要請
	・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策(第2弾)」の議決後の速やかな実行
4月30日(木)	第9回 "
	・「ゴールデンウィーク」緊急メッセージの市町村、関係機関・団体への周知
	・医療機関の皆様への緊急メッセージの関係機関への周知
	・国の緊急事態宣言の期間延長を見据えた対策の検討
	・学校の臨時休業の延長の要請
5月4日 (月・祝)	第10回 "
	・国の緊急事態宣言の延長に伴う緊急事態措置の期間延長
	・学校の臨時休業の延長の要請
	・新たな宿泊療養施設の確保

月日	主な指示・決定等の内容
5月6日(水・祝)	第11回 "
	・緊急事態措置の期間延長
	・子どもたちの学びの機会を保障する手立て(オンラインの活用等)の検討要請
5月15日(金)	第12回 "
	・緊急事態措置の改訂(石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部解除)
	・緊急メッセージ(第3弾)の周知
	・道における新しい生活様式(ソーシャルディスタンシング等)の実践
5月22日(金)	第13回 "
	・緊急事態措置の改訂(5月25日以降の休業要請対象施設の一部解除)
(1)	・「新北海道スタイル」の定着に向けた取組の推進
5月25日(月)	第14回 //
	・6月1日以降の対応の検討
5 H O O H (A)	・職場内における感染拡大防止の徹底
5月29日(金)	第15回 "
	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」の決定 ・振興局による感染拡大防止の取組や地域との連携の推進
6月18日(木)	第16回 "
07101(10)	** 10    ''     ・「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」 に基づくステップ 2 への移行
	$(6/19^{\circ})$
	・石狩管内における注意報発出の検討
7月 9日 (木)	第17回 #
	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づくステップ3への移行
	(7 ∕ 1 0 ∼)
	・道の新型コロナウイルス感染症対策に関する中間的な検証の実施
	・「新型コロナウイルス感染症対策チーム」の「新型コロナウイルス感染症対策本部
	指揮室」への再編
7月17日(金)	第18回 "
	・札幌市・北海道合同感染症対策チームの設置
	・「Go To トラベルキャンペーン」の活用のPR
	・来道される方々に対する「新北海道スタイル」の実践の呼びかけ
/ _ / _ / _ / _ / _ / _ / _ / _	・道外との往来に関する道民の皆様への注意喚起
7月27日(月)	第19回 "
	・イベント等の開催制限の維持(8月末まで)
	・来道される方々に対する「新北海道スタイル」の実践の呼びかけ
7月31日(金)	・道外との往来に関する道民の皆様への注意喚起 第20回 "
1月31日(並)	第 20 回   ''   ・「新北海道スタイル集中対策期間」の設定
	・道職員の感染防止の取組の推進
	・、但州以東マノが大学リエニマノ和X和エマノ市出生

# 新型コロナウイルス感染症への対応に関する知事記者会見

月日	主な話題
1月31日(金)	・道内の相談・検査体制の状況
2月 7日(金)	・「帰国者・接触者外来」の設置と「帰国者・接触者相談センター」の開設
	・道内観光への影響試算(「200億円以上の観光消費が減少」)
2月14日(金)	・新型コロナウイルス感染症に関する一般相談の受理状況
2月17日(月)	・患者情報等の公表方法の変更
2月19日(水)	・道内における患者の発生状況
2月20日(木)	・2月19日発表の患者に関する続報
2月21日(金)	・感染症への道の対応(注意喚起、感染症対策、経済への影響対策など)
2月22日(土)	・道内における患者の発生状況
2月26日(水)	・全道の小中学校の休校要請
	<知事>
	「やるべきことを全てやるという基本的な価値感を皆さんと共有させてい
	ただきまして、前例のないことでございますので、そういった意味では、や
	り過ぎではないかと言われるご批判もあるかもしれません。しかしながら、
	そこは、政治判断というのは結果が全てでございますから、その結果責任と
	いうのは知事が負うわけですから、そこはしっかり私自身が負うということ
	で、ご理解、ご協力をぜひいただきたいと思っております。」
2月27日 (木)	・北海道感染症危機管理対策本部への「新型コロナウイルス感染症対策チーム」
	の設置
2月28日(金)	・「新型コロナウイルス緊急事態宣言」
	<知事>
	「今現在、子どもたちの命、健康を守るという観点から、小中学校の全校の
	<ul><li>一斉休校、休業を行って、国のほうも、高校まで含めて拡大するということ │</li></ul>
	でございましたけれども、子どもたちには、不要不急の外出を控えていただ
	くということで、お願いをしている中におきまして、ぜひ大人の皆さまも、
	そういった危機的状況において、この週末に、まずは何をやれば良いのだと
	いうことを具体的に皆さんにお願いをしないと分かりませんので、この2日
	間の取り組みについては、外出を控えていただきたいということを、心から
	お願いするものでございます。皆さんの大切な人の命、健康、これはもう何
	事にも代えられないものでございまして、どうか道民の皆さまには、ご理解、
	ご協力を賜りますようお願い申し上げます。」
3月 1日(日)	・総理への要望(検査体制の強化や治療・相談体制の充実など)
	・道民・事業者の皆様へのお願い(咳エチケット、テレワーク・時差出勤など)
3月 3日 (火)	・分散登校検討の要請
3月 5日 (木)	・検査体制の強化
	・週末に関する道民の皆様へのお願い(外出の自粛等)
3月 9日 (月)	・検査・入院体制の強化
3月12日(木)	・検査体制の強化
	・札幌市との連携(検査体制や入院体制の確保)
	・週末に関する道民の皆様へのお願い(外出の自粛等)
3月18日(水)	・「新型コロナウイルス緊急事態宣言」の終了
	<知事>
	「緊急事態宣言は、道民の皆さまの行動スタイルを変えるきっかけとして有
	効に機能したと考えておりますけれども、一方で国内外の状況を踏まえれ
	ば、感染拡大防止に向けた取り組みが引き続き必要でありまして、これまで
	の取り組みを継続していく必要がございます。一方で先ほど申し上げたよう
	に、社会経済活動への影響を最小限にしていく必要がございます。そのため
	には道民の皆さまの意識や行動を変革し、それを持続させることのみなら

月日	主な話題
)1 H	ず、その高い意識と具体的な行動をベースに、道民の皆さまや事業者の皆さ
	まをはじめ、関係者が一丸となって感染拡大防止の取り組みを行いつつ、社
	よどはしめ、関係省が 元となり (恋来拡入的血の取り温がどれ) ラス、祖 会経済活動を行う社会をつくること、この北海道モデルというものを確立し
	ていく必要がございます。こうした考えの下、現時点はまさに新型コロナウ
	イルスに道民や事業者の皆さまが一丸となって立ち向かい、乗り越えていく
	ステージへと移行する段階。よって緊急事態宣言は予定どおり3月19日を
	もって終了するとともに、新たに3月20日からは、新型コロナウイルス感
	染症の危機克服に向け、道民の皆さまや事業者の皆さまと一丸となって戦っ
	ていく、そういった新たなステージに移行していくことといたします。」
3月25日(水)	・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策」
3月27日(金)	・道立施設や道主催のイベント等の開館、再開の考え方
	・北海道から首都圏に転出される方々へのお願い
4月 1日(水)	・交通事業者や道内大学等と連携した注意喚起
	・感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る業態ごとの取組事例
4月 2日 (木)	・学校の再開
4月 7日 (火)	・国の緊急事態宣言と道の「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」
	・外出自粛要請の判断指標の考え方
4月 9日 (木)	・来道される方々への不要不急の外出自粛のお願い
	・ソーシャルディスタンシング
4月10日(金)	・宿泊療養の検討
4月16日(木)	・「北海道・札幌市緊急共同宣言」
	<del></del>
	「今週の日曜日でございますけれども、秋元(札幌)市長と共に協議を行わせて
	いただいて、札幌市内における接触機会の低減等の取り組みについて、(北海道・
	札幌市)緊急共同宣言という形で、道民の皆さま、そして札幌市民の皆さまに対
	してメッセージを発出したところです。」
	「北海道の都市構造を考えますと、札幌市での状況というのは、各地域への感染
	拡大の恐れ、例えば札幌に移動したり戻られたり、また札幌の方が移動したりと
	いうのももちろんあるのですが、そういった感染拡大の恐れも念頭に置いていか
	なければならない状況にございます。こうした患者の増加が続けば、札幌のみな
	らず、北海道全体として大きな問題になります。第2波とも言える感染拡大の危
	機、この危機を北海道全体として、早期に終息させなければならないという状況
	に至ったと考えているところです。」
4月17日(金)	・北海道における緊急事態措置
1/4 1 / / (34)	<ul><li>・宿泊療養の開始</li></ul>
4月20日(月)	・休業要請(休止を要請する施設、要請を受けて休業する方への支援金等)
17,7 = 0   1 () 47	(知事)
	「事業者に対します休業要請については、実施について速やかに検討を進めるよ
	う指示していたところでございますが、民間企業のデータによりますと、先週末
	の状況として、首都圏等に比べて人出の減少率が低い状況となっていることも踏
	まえ、より踏み込んだ措置を講じることといたしまして、事業者に対する休業要
	請を行うこととしました」
4月22日 (水)	・休業要請(Q&Aの掲載、相談専用ダイヤルの開設)
4月23日(木)	・ゴールデンウィークに関する道民の皆様へのお願い(外出の自粛等)
4月28日(火)	・新たな宿泊療養施設の確保
	・パチンコ店への休業要請
	・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策(第2弾)」
4月30日(木)	・「ゴールデンウィーク」緊急メッセージ・医療機関の皆様への緊急メッセージ
-/ -/ -/ -/ -/ -/ -/ -/ -/ -/ -/ -/ -/ -	(札幌市長、道市長会長、道町村会長との連名)
5月6日(水・祝)	・緊急事態措置の期間延長
274 2 L 01, Nm	・札幌圏域における医療体制の状況、新たな宿泊療養施設の確保
L	1-10-10 AN -4-14 A PROVIDED AND AND CONTINUE VARIABLE SERVE

月日	主な話題
5月 8日 (金)	・PCR検査体制の拡充(1日当たり400件程度→1,000件程度を目指す)
5月13日(水)	・休業要請の一部解除(石狩振興局管内を除く)、新たな支援金の創設
	<ul><li>「新北海道スタイル」</li></ul>
	<知事>
	「国は新たな生活様式ということで言っておりますけれども、われわれは「新北
	海道スタイル」を作ろうということで、道民運動としてやっていきたいと思って
	います。」
	「北海道全体で感染リスクが低い、そして経済活動もある程度しっかりとできる」
	ような体制をつくっていくことが求められますし、そのことが結果として事業者
	の皆さまにとっては事業継続やビジネスチャンスにもつながっていくというこ
	とでございますので、この点について市町村や事業者の方々にもご協力いただき
	ながら、徹底してやっていこうということでございます。」
5月15日(金)	・休業要請の一部解除(石狩振興局管内を除く) ・新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見
	・ <u>利空コロナリイルス感染症に関連した産助や偏見</u> <知事>
	〜灬϶~   「新型コロナウイルス感染症に関連いたしまして、患者の皆さまやそのご家族、
	医療従事者の方々などから、大変悲しいご連絡などがございまして、嫌がらせの
	メールが届いたということや子どもの通園や通学を拒まれたとか、そういった相
	談が寄せられているということがございます。また、自粛要請に関連した店舗や
	車両などに対する嫌がらせ行為が全国的に報道されている状況で、こうしたいわ
	れのない差別、偏見による事案が生じているということがございます。これは大
	変残念なことで、決してあってはならないことでございます。」
5月22日(金)	・休業要請の一部解除
5月29日(金)	・休業要請の解除
	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」
	<b>&lt;知事&gt;</b>
	「休業要請にご協力いただきました全ての皆さまに心から、知事として感謝申し
	上げます。」
	「「新北海道スタイル」の実践など感染拡大の防止対策を十分に行っていただく
	ことを前提に、準備が整った施設から順次営業を再開していただきますようお願
	いいたします。」 ・「北海道コロナ通知システム」の運用開始
	・警戒ステージの設定
6月 5日(金)	・「新北海道スタイル」の取組状況(事業者、市町村等)
6月 9日 (火)	・新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見
	・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策(第3弾)」
6月18日 (木)	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づくステップ2~の移行
7月 3日 (金)	・「新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口」の設置
	・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策(第4弾)」
7月10日(金)	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づくステップ3への移行
7月17日(金)	・「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」の設置
	・接待を伴う飲食店で働く方々を対象とした「PCR検査センター」の設置
7月22日(水)	・「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」
7月31日(金)	・「新北海道スタイル集中対策期間」

※上記記者会見の大部分において、患者の発生状況や入院患者数などの発表を行っている。

# 新型コロナウイルス感染症対策に関する庁内打合せ記録

日 時	令和 2 年 2 月 25 日 (火) 17 時 00 分~18 時 30 分
場所	知事応接室
出席者	知事、3 副知事、教育長、公営企業管理者、知事室長、保健福祉部次長、危機 対策局長ほか
内 容	現状(道内において陽性者が増加傾向にあり、教育関係者の陽性者が発生)を踏まえ、学校の休業の要請について協議し、本部会議に諮ることとした。
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	●21 日に児童 2 人の感染が判明し、その後、相次いで学校関係者への感染が確認され、保護者などから不安の声が上がっている。(教育長)
	○後手後手の対策ではなく、今やるべきことをやる。
	○親等の不安を解消するため、学校を休校し、消毒してはどうか。
	○先生の健康状態についても、これからは検温等を行うにせよ、これまでの状態についても、今一度振り返ってチェックすることが必要ではないか。
	<ul><li>●施設の消毒や毎朝の検温を徹底し、「学校は安全」ということを理解してもらう必要がある。(副知事)</li></ul>
発 言 者 及び主な 発言内容	●文科省から教育委員会に「都道府県等は、公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断し、必要な場合、学校の全部又は一部の臨時休業を要請する」との通知があったが、市町村単位であり、道全体は想定していない。(教育長)
	<ul><li>●感染症の啓発のための授業と休みの日に一斉清掃するという取組も考えている。(教育長)</li></ul>
	○啓発だけではなく、実効性の高い取組を進めるべき。
	●休校が世の中に与えるマイナスのメッセージを勘案するべき。(副知事)
	<ul><li>●感染拡大防止という観点からは、学校を休校することにどのような意味があるのか。(副知事)</li></ul>
	○感染症対策という点では、児童、生徒、保護者に新型コロナウイルス感染症 を正しく理解してもらう機会も重要ではないか。子どもが学んだことを家に 帰って親に話すことが多いが、そうすることで保護者の学習にもつながる。
	○休校することにより、一日間でもよいので1度リセットする必要がある。 以上

日 時	令和 2 年 2 月 26 日 (水) 11 時 20 分~12 時 00 分
場所	知事室
出席者	知事、3副知事、教育長、公営企業管理者、知事室長、危機対策局長ほか
内 容	学校の休業要請の期間を一週間とすることについて協議した。
発 言 者 及び主な 発言内容	<ul> <li>○休校が長期間に及ぶと保護者の負担が大きい。保護者の負担を考慮しなければならない。</li> <li>●休校の期間は春休みの先取りで1週間という考え方ではどうか。(教育長)</li> <li>●学校における準備も整わないが、インフルエンザの流行で6日間の学校閉鎖の事例があることから、1週間程度であれば対応が可能である。(教育長)</li> <li>○道内の感染状況を踏まえるとすぐにでも対応した方がよい。</li> <li>●休業期間を1週間とし、全道の小中学校を休校とすることについて市町村、市町村教育委員会に要請することとしたい。(副知事)</li> <li>○児童生徒には、家にいて欲しいというメッセージもセットで出す必要がある。</li> </ul>

日 時	令和 2 年 2 月 27 日 (木) 17 時 30 分~18 時 30 分
場所	知事室
出席者	知事、3副知事、公営企業管理者、知事室長
内 容	道内の発生状況を踏まえ、都市間移動が増加する週末に何らかのメッセージを 道民に伝えることについて協議した。
発 言 者 及び主な 発言内容	<ul><li>●道内の感染状況は、当初とは明らかに異なってきており、早期終息のためには、この1~2週間がきわめて重要と言われている。(副知事)</li><li>●学校だけではなく、この1~2週間が肝心だと言われている。(知事室長)</li></ul>
	○ベッドの上限を超える、マンパワーの上限を超える事態の想定が必要ではないか。
	●保健師も不足している。陽性者を全て受け入れるには病床が足りないおそれ あり。(副知事)
	○この緊迫感を示したい。国に対しても要請を行う。
	<ul><li>○緊急事態宣言、非常事態宣言といったように、これまでとフェーズを変えるということが必要ではないか。</li></ul>
	以上

日 時	令和 2 年 2 月 28 日 (金) 11 時 00 分~12 時 00 分
場所	指揮室
出席者	知事、3 副知事、教育長、公営企業管理者、知事室長、保健福祉部長、保健福祉部次長ほか
内 容	緊急事態宣言のメッセージ内容について協議した。
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	●昨日、道内で2桁の感染者が確認された。(保福)
	●国では、北海道から全国に感染が拡大することを懸念する声もある。(保福)
	<ul><li>●感染の急激な拡大により、医療崩壊といった状態につながることを避けなければならない。(副知事)</li></ul>
	●政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議のメンバーから次のとおり 指摘があった。(保福)
	→札幌以外の遠隔地の患者が多く、若年層の症状の軽い人が感染を地方 に運んでいる可能性がある。
発 言 者 及び主な 発言内容	→この 1~2 週間で人の接触を可能な限り控えるなど、積極的な対応を 行えば、急速に終息させることができるが、対策を取らなければ、 道全体で急速に感染が拡大しかねない。
	○経済的な影響を最小限にしなければならないが、まずは、道民の命と健康を 守ることが第一である。一方、一日も早くこの問題を終息させることが、暮 らしへの影響を最小にすることにつながる。これまで経験のない思い切った 対策が必要。
	○感染を終息させるためには、人と人の接触を避けることが求められており、 次の段階に移行させるべき。何らかの強いメッセージが必要ではないか。外 出を控えて欲しいなど。
	<ul><li>●平日は出勤せざるを得ず、外出するなとは言えないのではないか。強いメッセージは週末に限った方がよいのではないか。(副知事)</li></ul>
	○道民との危機感を共有する必要がある。
	○コロナウイルス緊急事態宣言として打ち出すこととしたい。
	以上

日 時	令和 2 年 2 月 28 日 (金) 15 時 00 分~16 時 00 分
場所	指揮室
出席者	知事、3 副知事、教育長、公営企業管理者、知事室長、保健福祉部長、保健福祉部次長ほか
内 容	次の事項について協議し、本部会議に諮ることとした。 ・「緊急事態宣言」の内容及び道民への説明内容 ・週末における外出自粛要請について
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	●本日、2 日間連続で 2 桁の感染者が確認された。全道に感染が拡がっている可能性がある。(保福)
	○やるべきことは全てやるというスタンスで臨む。道民の底力で感染拡大をストップする。
	●都市部と地域間の人の移動によって感染が拡大している可能性がある。(保福)
発言者	○北海道は危機的な状況にあることを伝える必要がある。
及び主な発言内容	○この週末は極めて重要な時期であり、行動で実践する必要がある。道民に対して外出の自粛をお願いという形で行う。
	●外出自粛等の要請期間は、感染拡大防止の観点から、ウイルスの潜伏期間の 2 週間に加え、要請の効果や影響の分析等に必要な時間も、相当程度、必要 である。(保福)
	〇必要最小限とするため、分析等の期間を1週間とし、総じて3週間とする。
	○全国に感染が拡大する恐れもある。いろいろな対策を北海道で国と連携しながら取り組んでいく必要がある。宣言後、速やかに総理との面談をお願いし、そうした内容を要請する。
	以上

日 時	令和 2 年 3 月 16 日 (月) 15 時 15 分~16 時 30 分
場 所	指揮室
出席者	知事、3副知事、教育長、公営企業管理者、知事室長、保健福祉部長、保健福祉部次長ほか
内 容	次の事項について協議した。     ・現状と今後の方向性について     ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを取る北海道モデルの構築について
発 言 者 及び主な 発言内容	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	●感染者の数はピーク時に比べれば減少しており、特に札幌市以外において落ち着いてきている。札幌市の状況は厳しいが、他地域の集団感染の拡大防止、いわゆるクラスター対策は奏功している。(保福)
	●道民の意識と行動が変化して、総体的な感染予防力が上がっている。(副知事)
	○道民の努力に対して、まずは感謝。一方、元のレベルに戻ると同じ状況になる。週末のみならず、毎日行動を実践する必要がある。
	●急激な感染拡大は抑えられ、医療崩壊の状態にはないが、行動を続けないと 病床が不足する。 (保福)
	○イベントの自粛や道立施設の休止などについて、3月中は従前の対応を継続し、学校は徹底した防止策をとった上で分散登校を実施してはどうか。新学期から再開の方向ではないか。
	○強制ではなく、道民や事業者をはじめ全道一丸となった協働型のモデルで外出などを控えるよう道民等にお願いする。感染拡大防止と社会経済活動のバランスを取る北海道モデルを構築する。
	●これまで週末前の木曜日に週末の取扱いをお知らせしてきた中で、政府の専門家会議の見解がいつ示されるか明らかでないが、仮に 19 日に示され、それを踏まえて3連休の取扱いを示すとなると遅くはないか。(副知事)
	○道として、特に、3連休については影響が大きいこともあり、緊急事態を宣言したのであれば、専門家会議が公式に判断を出す前であっても、道として総括すべきではないか。
	以上

日時	令和 2 年 3 月 18 日 (水) 10 時 00 分~11 時 30 分、16 時 15 分~17 時 00 分
場所	指揮室
出席者	知事、3 副知事、教育長、公営企業管理者、知事室長、保健福祉部長、保健福祉部次長ほか
内 容	緊急事態宣言の終了について協議し、本部会議に諮ることとした。
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	●感染状況については、3 月以降、新規感染者、リンク不明の感染者ともに減少傾向となっており、当初懸念されていた爆発的な感染拡大と医療崩壊による、道民の命や健康と暮らしを守れないといった状況は回避されたと考えられる。(保福)
	●世界的なトレンドを見ると、感染は今月中には終息しない。 (保福)
	○解消するものではない点は道民に伝えるべき。
	○昨日、政府の専門家会議メンバーと電話で話をした。
	→北海道は爆発的な増加を避けることができたと評価。
発 言 者 及び主な 発言内容	→患者発生数、クラスター対策は数字として結果が出ている。実効再生産数は精査・調整中であるが、明日 3/19 に開催が予定されている専門家会議の見解も 2 月 28 日の状況とは異なっているとの評価となるのではないか。
	○国の感染者数は 2 月末と今では大きく違う。世界の感染も欧州が中心となっており、世界の感染状況が日本全体に影響を及ぼしていることなどから、地域的な対応のみでは終息には難しい面があり、長期戦に臨むことになる。
	<ul><li>○緊急事態宣言により社会経済活動へ大きな影響が出ている。こうした影響への対応は必要。</li></ul>
	●医療崩壊を起こすような急激な患者の増加は生じておらず、一方、緊急事態 宣言の期間中に、検査体制や病床の確保など必要な体制の強化を図ることが できた。(副知事)
	○コロナと戦う体制は準備できた。
	○緊急事態宣言によって道民の行動様式が変わった。協力してくれた道民に感 謝。
	○感染拡大防止の取組を行いつつ、社会経済活動を行う社会、北海道モデルを 作り上げることが必要。リスクを避ける取組から、リスクを低減する取組を 北海道全体で進める。
	○感染拡大防止と社会経済活動の両立という新たなステージに移行するという メッセージを発信する。

以上

日 時	令和 2 年 4 月 17 日(金) 11 時 30 分~12 時 10 分、14 時 30 分~15 時 30 分
場所	指揮室
出席者	知事、3 副知事、教育長、知事室長、総合政策部長、保健福祉部長、経済部長、総合政策部次長、保健福祉部次長、経済部次長、教育部長ほか
内 容	緊急事態措置について協議し、本部会議に諮ることとした。
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	●昨日、緊急事態措置が全都道府県に拡大されたことから、北海道の緊急事態 措置を本日決定する。(保福)
	●内容は、国の対処方針で定められている措置を基本として実施。 (保福)
	●それに加えて、札幌の感染状況を踏まえ、道独自の「イベント開催自粛の要請」や「北海道ソーシャル・ディスタンシングの促進」を盛り込む。(保福)
	<ul><li>○事業者に対する休業要請に関して、先行7都府県の対応や協力金などの支援 状況、休業要請の必要性や予算の規模感について、早急に整理が必要。</li></ul>
発言者及び主な	●特措法の趣旨からは、外出自粛の効果を踏まえて、休業要請を行うこととなっている。 (経済)
発言内容	●他県では感染状況を踏まえて、外出自粛と同じタイミングで休業要請を行うことを検討しているところもある。(保福)
	●休業要請は企業への影響が大きい。特措法の解釈では、営業補償は必要ない とされているが、道内企業のダメージが大きく、何らかの支援が必要。(経 済)
	<ul><li>○休業要請を行う場合においても時間が必要。今回の本部会議において、休業 要請について速やかな検討を指示することとする。</li></ul>
	●外出自粛の効果は、人通りの状況を見ることとし、携帯キャリアのデータが 活用できると思われる。 (総政)
	●最近の患者発生状況を踏まえ、札幌市内を中心に、宿泊療養を開始する。引き続き、病床確保に向けた準備を進めていかなければならない。(保福) 以上
İ	

日 時	令和 2 年 4 月 19 日(日) 14 時 00 分~15 時 00 分
場所	指揮室
出席者	知事、3 副知事、教育長、知事室長、総合政策部長、保健福祉部長、経済部長、総合政策部次長、保健福祉部次長、経済部次長ほか
内 容	休業要請及び支援金の検討について協議した。
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	●休業要請を行う場合の課題や内容については、東京都や埼玉県、千葉県などを参考としながら検討しているところ。(経済)
	●休業要請の対象範囲としては、特措法の政令で定められた施設に加えて、特措法によらない 1000 ㎡以下の大学や学習塾、集会・展示施設、商業施設を想定している。(保福)
	●具体的な施設は各県とも東京都の例をベースに検討されており、ある程度整合を図る必要がある。(保福)
発 言 者 及び主な	●深夜帯に勤務する方が利用する飲食店なども含め、営業時間を制限するよう要請した場合、道民生活や事業者に大きな影響を与える恐れがある。(副知事)
発言内容	●食事提供施設については、19時以降の夜間、酒類の提供を控えてもらうよう 協力を要請する。(保福)
	●対象範囲にもよるが、支援金を一律 10 万円から 50 万円とした場合、予算規模としては約 35 億円から約 170 億円となる。(経済)
	<ul><li>○休業要請に伴う支援金については、補償ではなく要請への協力及び感染リスクを低減する自主的な取組を支援するものとして支給する必要がある。</li></ul>
	○売り上げ悪化に伴う資金繰りの支援については、新たに措置する無利子融資制度の活用はもとより、国の給付金や公庫等による融資など、国や道の経済対策をフル活用して行う必要がある。
	●相談対応を行うコールセンターが必要になる。休業要請を行う場合は、速や かに設置する必要がある。 (総政)
	以上

日 時	令和 2 年 4 月 20 日(月) 10 時 00 分~11 時 00 分、17 時 20 分~18 時 20 分
場所	知事応接室
出席者	知事、3 副知事、教育長、知事室長、総合政策部長、保健福祉部長、経済部長、総合政策部次長、保健福祉部次長、経済部次長、教育部長ほか
内 容	休業要請及び支援金について協議し、本部会議に諮ることとした。
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	●休業要請は、道民の行動変容の状況を見て、丁寧に検討する必要があると考えていたが、週末の人出の状況を見ると、首都圏などに比べて人出の減少率が低い状況。(保福)
	<ul><li>○感染拡大をできるだけ早く防止するため、可能な限り早く、休業に取り組んでいただくことが必要であり、本日から休業要請をスタートする。</li></ul>
	●支援金額は、他県の状況や道の財政状況、対象事業者の事業規模を勘案し、 法人には 30 万円、個人事業者には 20 万円、酒類の提供を自粛する飲食店に は個人・法人を問わず 10 万円としたい。(経済)
発言者及び主な	○支援金の制度設計の詳細を詰めるように。議会には、しっかりと説明し、そ の議決を経てから実施する。
発言内容	●支援金は休業への準備期間も考慮しなければならない。休業は本日から行うとしても、支援金の対象を約 1 週間後 (4/25(土)) までに休業を開始した方を対象としたい。GW 開けの 5/6 (水) まで休業を継続していただくことを原則とし、この間に感染症対策を行っていただくことを要件としたい。また、仮に延長した場合も想定して、制度設計を行う。(副知事)
	●市町村が道の制度への上乗せ補助を希望する場合は、手続き面での調整などについても検討する。(経済)
	●コールセンターは道職員が対応することとし、明日から開設。 (総政)
	●ネット難民対策として、ホテルを借り上げる「一時生活支援事業」を実施するなど、休業対象事業者のみならず休業の影響を受ける方々への支援も併せて行う。(保福)
	以上

日 時	令和 2 年 4 月 29 日 (火・祝) 14 時 00 分~15 時 00 分
場所	知事応接室
出席者	知事、3 副知事、知事室長、総合政策部長、保健福祉部長、経済部長、総合政策部次長、保健福祉部次長、経済部次長ほか
内 容	ゴールデンウィークに向けたメッセージの発出について協議した。
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
発言者	●札幌の感染が増えている。GW 前に、具体的な注意喚起が必要だと考えている。(保福)
及び主な発言内容	○不要不急の札幌との往来の自粛や県をまたいでの往来の自粛について、GW 前に、札幌市、市長会、町村会と一緒にオール北海道でメッセージを出す方 向で調整して欲しい。
	○これまでの GW の往来のままでは感染が拡大し、医療が大変なことになるため、札幌にいて欲しいとのメッセージを出すべき。
	以上

※(知事〇、その他●)

日 時	令和 2 年 5 月 4 日 (月・祝) 15 時 00 分~16 時 00 分
場所	知事会議室
出席者	知事、3 副知事、教育長、公営企業管理者、知事室長、総合政策部長、保健福祉部長、経済部長、総合政策部次長、保健福祉部次長、経済部次長、教育部長ほか
内 容	緊急事態宣言の延長に伴う緊急事態措置の延長などについて協議した。
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	●本日、国において対処方針が決定され、5/6 までとした緊急事態宣言の期間 を、引き続き全都道府県を対象に 5/31 まで延長見込み。(保福)
	●全国的には新規感染者は減少傾向にあるが、札幌において、感染者数が連日 20 名を超え、医療現場の逼迫が続き、非常に厳しい状況となっている。 (保福)
発言者	<ul><li>●そうした中、札幌市以外の地域において、外出自粛や往来自粛を緩和すると、全道に感染が拡がる恐れも高く、予断を許さない状況。(保福)</li></ul>
及び主な発言内容	○先行して緊急事態宣言が出された東京都など7都府県では、4/7から徹底した封じ込め対策が行われてきたが、北海道は9日間遅れて指定されたことから、これまでの取組の効果が十分に発現していない可能性もあり、7都府県と同等の取組期間を取る必要がある。
	●北海道においては、緊急事態措置を 5 月 31 日まで延長することを基本としつつ、その内容については、まずは 5 月 15 日までの 9 日間は、これまでと同様の措置を講ずることとしたい。(副知事)
	●休業要請の支援についても、再延長の如何にかかわらず、5月15日の休業 要請に協力いただいた事業者を対象としたい。(経済)
	以上

日 時	令和 2 年 5 月 7 日 (木) 13 時 30 分~14 時 30 分
場所	知事会議室
出席者	知事、3 副知事、知事室長、総合政策部長、保健福祉部長、経済部長、総合政策部次長、保健福祉部次長、経済部次長、教育部長ほか
内 容	GW 明けの道民向けメッセージなどについて協議した。
発 言 者 及び主な 発言内容	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	○札幌を中心に感染が続いており、GW に出したようなメッセージを明日の会見で行う。
	○休業判断、学校再開について、各県が言い始めている。再開して欲しいという意見が多いのではないか。国の専門家会議は 5/14 の予定とされているが、情報収集をしっかりやって欲しい。
	<ul><li>●休業要請の緩和等に当たっては、感染状況や医療提供体制の指標から判断していく必要があると考えている。(保福)</li></ul>
	以上

п <del>.</del>	Δ₩ 2 K 5 B 42 B (1) 47 H 20 A 40 H 20 A
場所	令和 2 年 5 月 12 日(火)17 時 30 分~19 時 00 分 如東今美字
出席者	知事会議室 知事、3 副知事、教育長、公営企業管理者、知事室長、総合政策部長、保健福祉部長、経済部長、総合政策部次長、保健福祉部次長、経済部次長、教育部長ほか
内 容	次の事項について協議した。 ・基本的対処方針の道の考え方(出口戦略)について ・感染予防だけではない道民運動、北海道スタイルについて ・再要請に当たっての基準について
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	●5/14 に引き続き、道が緊急事態宣言の対象となるかはまだ不透明。(保福)
	○15 日までの休業要請について、経済状況も厳しくなっており、その後の取扱いは、できるだけ早く検討し、その対策を実施する必要がある。
	●今後の緊急事態措置のあり方については、法の建て付けは、外出自粛は都道 府県単位であるが、感染状況が全道一律ではない状況や北海道の地域特性な どを踏まえ、振興局ごとに様々な考えを整理する必要がある。(副知事)
	●振興局ごとに対応を変えることが適当かどうか異論もある。 (保福)
発 言 者 及び主な 発言内容	●休業要請を緩和するとしても、①特定警戒都道府県であること、②札幌と他の圏域との往来が多いという北海道の特性を踏まえると、知事が緩和や解除について判断できる施設に限定すべき。(保福)
	●今後の動向は不透明であるが、休業要請を延長した場合には、新たな支援金が必要。新たな支援金を 10 万円とすると、東京を除く首都圏と同水準。休業要請の対象外企業も自主的な休業や大幅な売上げ減少に直面しており、新たな支援金ではこうした企業も支援することとし、全道 8 万社を対象としたい。(経済)
	●また、新たな支援金については、休業要請の協力的な位置付けに加え、感染 防止等に取り組んでいただくことを支給要件としたい。(経済)
	○休業中の学校についても、分散登校の拡大など、段階的な再開に向けた取組 について道教委に求めていく必要がある。
	○取組を体系化する。何を目指して何をやるか見える化する必要がある。緊急 フェーズから新しい生活様式や教育など、感染予防だけではない道民運動と して体系的に取組を展開する。
	○大阪は追跡アプリを先行し、新しいビジネスにつなげようとしている。目指すべきところを明らかにして、知恵を集めてコロナとの共存の形を伝える。企業や市町村をつないでいく。業態によっては1年以上仕事を再開できないことも想定される。新たな発想が必要。5/31までにできることは限られているので、かけ声をかける。北海道としてのスタイルを考える。
	○緊急事態宣言が継続された場合は、道の緊急事態措置をすぐに見直しを行い、可能な限り速やかに執行すべき。
	○5 月末までに目指すべき姿を明らかにして、道民と認識を共有した上で、対 等な進めていく以票がある。
	策を進めていく必要がある。 以上 ※ (知恵〇 その他●)

日 時	令和 2 年 5 月 13 日 (水) 11 時 00 分~12 時 00 分
場所	知事会議室
出席者	知事、3 副知事、教育長、知事室長、総合政策部長、保健福祉部長、経済部長、総合政策部次長、保健福祉部次長、経済部次長ほか
内 容	次の事項について協議した。 ・5 月末までに目指す姿について ・今後の基本的考え方(休業要請、新たな支援金、新北海道スタイル)について
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	○明日 14 日に、国においてどの都道府県で緊急事態宣言が解除されるか決定される。北海道が継続されるかは未確定であるが、仮に延長された場合には、企業等の準備が必要であることから、特定警戒都道府県の指定が継続することを前提に、本日の記者会見で発表することとする。
	●全国的には新規感染者は減少傾向に転じており、北海道においても、感染状況は一時より改善しているが、依然として厳しい状況にある。(保福)
	○第3波、第4波が起こりうるという前提で備えていくことが必要。
	●患者発生状況、リンクなしの状況、入院患者数すべて、全道の9割以上が石 狩振興局管内に集中している。(保福)
発言者	○休業要請は、振興局毎に対応を変えていくことが必要。
発言内容発言内容	●大規模施設の場合には、広域的な人の流れも懸念されることから、石狩以外 の振興局は、法に基づかない「協力依頼」施設を要請対象施設から外すこと とする。(副知事)
	●更なる休業要請に係る支援金は、感染拡大防止のための「新しい生活様式」の実践・普及に取り組む事業者を対象とすることとし、①休業要請に協力いただける事業者に10万円、②売上げが大幅に落ち込んでいる事業者に5万円とする方向とし、詳細を詰めていく。支援金総額は約50億円。(経済)
	●5 月末までのめざす姿として、これまでの感染状況等を踏まえて、全道で、 1 日の新規感染者が 10 人以下、リンクなし患者数が 3 人以下、入院患者数 をまずは 250 名以下としたい。(保福)
	○病床の確保が最も重要であり、病床の基準については、安定した医療や入院 患者数を考えると、少し高い目標を設けてもよい。
	○今後は、休業要請から「新しい生活様式」への転換を図っていかなければな らない。「コロナと暮らしていく「新北海道スタイル」をつくる」と呼びか ける。
	以上

日 時	令和 2 年 5 月 15 日(金) 9 時 30 分~10 時 30 分
場所	知事会議室
出席者	知事、3 副知事、公営企業管理者、知事室長、総合政策部長、保健福祉部長、 経済部長、総合政策部次長、保健福祉部次長、経済部次長、教育部長ほか
内 容	緊急事態宣言の解除と緊急事態措置の見直しについて協議し、本部会議に諮ることとした。
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	●昨日 14 日、国の対策本部で北海道は、引き続き特定警戒都道府県に決定された。(保福)
	○今後、感染を押さえ込むためには、今が正念場。
	○事業者の皆様に新たな支援金を速やかに支給するなど、道民の皆様、事業者の皆様の不安や困りごとに寄り添ったサポートを行って欲しい。
	<ul><li>●外出自粛については、札幌市に加え、市長会、町村会にも協力いただき、改めて連名による緊急メッセージを発出することとしたい。(総政)</li></ul>
発 言 者 及び主な 発言内容	○感染拡大防止の取組内容を可視化するなど、業種別などのガイドラインを参考にした具体的な取組が広がるような取組を道民運動として進めていかなければならない。
	●まずは、業態別のガイドラインの周知が必要。道の HP と内閣府の HP のリンクを張って、すぐに参照できるようにする。(経済)
	●直近1週間の国の10万人当たりの患者数が0.5人や1人以上が指標となっていることから、今後、北海道の状況を国がどのように判断するか、また、いつ解除になるか不透明。(保福)
	○5/31 を待たず解除された場合には、事前の周知も必要であり、いつ解除されてもいいように準備を進めて欲しい。
	○来週中に GW 中の感染結果が見えてくることから、今後は、新規感染者の状況の確認が重要となる。
	以上

日 時	令和 2 年 5 月 21 日 (木) 11 時 00 分~12 時 00 分、14 時 00 分~15 時 00 分
場所	知事会議室
出席者	知事、3 副知事、教育長、公営企業管理者、知事室長、総合政策部長、保健福祉部長、経済部長、総合政策部次長、保健福祉部次長、経済部次長、教育部長ほか
内 容	次の議題について協議した。 ・休業要請措置の緩和について ・今後の休業要請の解除について
発える発言内容	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	●10 万人当たり 0.5 人以下の基準は明日下回る可能性がある。入院患者数もクリアする可能性がある。(保福)
	○仮に明日クリアしたら、25 日(月)から新北海道スタイルの準備ができたところから、さらなる休業要請の緩和を行うこととしたい。全面解除に向けて慣れていただくことが必要。
	●国の対処方針を踏まえると、4業種+クラスター発生業態は25日(月)から解除できないものと考えられる。(総政)
	●石狩は「対処方針で緩和が例示される施設」、他は「大型商業施設等」まで 解除、アルコール提供の時間も解除するという考え方としたい。(経済)
	●不要不急の外出、札幌市との往来控えるというメッセージは当面継続することとしたい。(保福)
	○入院患者数 <b>250</b> 人以下が継続していることが重要であり、少なくとも明日の 状況を見る。
	○見えない感染が続いている。慎重に山を下らないと再び厳しい局面に立たされるかもしれない。北海道は一番長期間戦っている、唯一第2波を経験しているのは道民。
	以上

日 時	令和 2 年 5 月 22 日 (金) 10 時 00 分~11 時 00 分、14 時 00 分~15 時 00 分
場所	知事会議室
出席者	知事、3 副知事、教育長、公営企業管理者、知事室長、総合政策部長、保健福祉部長、経済部長、総合政策部次長、保健福祉部次長、経済部次長、教育部長ほか
内 容	次の議題について協議し、本部会議に諮ることとした。 ・休業要請措置の緩和について ・新北海道スタイルについて
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況について意見交換
	●昨日 21 日、政府対策本部において、北海道は引き続き特定警戒都道府県とされた。他方、同日の総理会見では、今の状況が継続されれば、5/25 にも北海道の解除も可能となるのではないかとの発言もあった。 (保福)
	●5/13 の記者会見で示した「5 月末までに目指す姿」とした 3 つの指標は、すべて達成している状況。石狩振興局管内も、新規感染者数とリンク不明は目標を達成し、入院者数の目安についても 200 名と達成している。(総政)
	<ul><li>●準備期間ができないまま、いきなり解除すると、再び感染拡大の恐れもあるので、段階的解除とする。(副知事)</li></ul>
発言者の主体を発言の表記を	●外出自粛の要請は続ける一方、総理発言とも偶然重なるが、5/25(月)から、 「新北海道スタイル」の準備が整ったところから、段階的に一部解除を進め ることとしたい。(経済)
	○休業要請など強い措置を続けることは社会経済活動に悪影響を与える。長期間続けることには限界がある。
	○足下で感染が生じていることについては、解除によって緩むことを抑制する ための例示として示せば良い。新たな感染者が増加する可能性は伝える必要 がある。
	○慎重の上にも慎重に「新北海道スタイル」の準備を進めることが重要。
	●休業要請をいつまでも続けるのは困難であるが、尾身先生が言っているように、全国的に見えない感染が広がっている状況。今後は、①外出は自粛する、②新北海道スタイルができていないところは営業しない、という手法が基本となるものと考えられる。(保福)
	以上

日 時	令和 2 年 5 月 25 日 (月) 11 時 30 分~12 時 30 分、15 時 00 分~16 時 00 分
場所	知事会議室
出席者	知事、3 副知事、教育長、公営企業管理者、知事室長、総合政策部長、保健福祉部長、経済部長、総合政策部次長、保健福祉部次長、経済部次長、教育部長ほか
内 容	次の議題について協議し、本部会議に諮ることとした。 ・緊急事態宣言の解除方針について ・外出自粛と休業要請について
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	●本日、北海道については、国の緊急事態宣言が解除される見込み。(保福)
発 言 者 及び主な 発言内容	●一方で、昨日、2桁の感染者が発生したこともあり、国から、十分注意して モニターし、当面1週間は報告することを求められている。(保福)
	<ul><li>○緊急事態宣言が解除されてもウイルスがゼロになるわけではない。「見えない感染」の拡がりを念頭に厳重な警戒が必要。</li></ul>
	<ul><li>○リンク無し感染者は引き続き一定数見られ、石狩管内は増加するなど、予断を許さない状況が継続。慎重な行動が必要。</li></ul>
	●国の宣言解除が一定の留保がついているという状態を踏まえ、31 日までは 外出自粛、休業要請、札幌との往来自粛は続けなければならない。(副知 事)
	○6/1 以降の考え方については早急に検討すること。
	○6月以降の独自休業要請は様々な影響等を考慮すると難しい面がある。
	○今後の警戒レベルの基準を可視化する必要がある。
	以上

日 時	令和 2 年 5 月 28 日 (木) 14 時 00 分~15 時 00 分
場所	知事会議室
出席者	知事、3 副知事、教育長、公営企業管理者、知事室長、総合政策部長、保健福祉部長、経済部長、総合政策部次長、保健福祉部次長、経済部次長、教育部長ほか
内容	休業要請の解除や警戒ステージの考え方について協議した。
	冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況に ついて意見交換
	●6/1 以降の対応については、外出自粛や休業要請、イベント等の開催制限などについては国の通知も踏まえ、段階的な緩和としたい。(保福)
	●休業要請については、「新北海道スタイル」の実践など感染防止対策を十分に行ってもらうことを前提に、6/1 以降、準備が整った施設から、休業要請を解除する。(経済)
	○今後は振興局ごとに注意喚起を行うことが重要。
発言者及び主な	●一日2人のリンクなしの患者発生を基本とし、早期に感染拡大の抑え込みを 行うこととしたい。(保福)
発言内容	<ul><li>●振興局と市町村との連携を強化し、地域の感染状況に即応した効果的な呼びかけとなるよう検討していく。(総政)</li></ul>
	<ul><li>○アラート指標は、新規感染者数の状況やリンクなしの感染者の割合といった 指標に加え、医療提供体制等も考慮し、総合的に判断することとしたい。</li></ul>
	○コロナ通知システムは、どういう範囲でどういう人に通知が届くのかという 点を整理すべき。
	●明日から道の施設で試行。パチンコ店等で導入が進められればと考えている。(経済)
	以上

令和 2 年 5 月 29 日 (金) 13 時 45 分~14 時 45 分
知事会議室
知事、3 副知事、教育長、公営企業管理者、知事室長、総合政策部長、保健福祉部長、経済部長、総合政策部次長、保健福祉部次長、経済部次長、教育部長ほか
新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針について協議し、本部会議に 諮ることとした。
冒頭、保健福祉部より感染者の発生状況等について報告し、感染状況について意見交換  ●現在の感染状況を踏まえ、他都府県との不要不急の往来、札幌との不要不急の往来については、6/18 までの間は、慎重な対応をお願いする。(保福)
●国が特に感染リスクが高い施設としており、業界ガイドラインが現時点で策定されていない業種である、接待を伴う飲食店及びライブハウス等の利用は、特に慎重な対応をお願いする。(経済)
●コロナ通知システムを今日昼から道立博物館等で運用、札幌は 6/1 から公共施設、クラスター発生可能性のある施設で導入。(経済)
○休業要請の解除に当たり、伝えたいことは「慎重に」。新北海道スタイルを 実践されているかどうかが鍵となる。
以上